KONOIKE GROUP

第81回 定時株主総会 招集ご通知

日 時／2021年６月24日（木曜日）午前10時
受付開始　午前９時

場 所／ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階
当社大阪本社 大会議室
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第１号議案	**定款一部変更の件**
第２号議案	**取締役７名選任の件**
第３号議案	**監査役２名選任の件**
第４号議案	**取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

書面及びインターネット等による議決権行使期限
2021年６月23日(水曜日)
午後５時45分まで

鴻池運輸株式会社
証券コード9025

株主様へのお願い

■ 株主総会にご出席される株主様は、開催日現在の新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調、緊急事態宣言等の状況をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防に十分ご配慮いただき、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

■ 株主総会会場において、株主様や関係者の安全に配慮した感染防止措置を講じますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関するご案内とお願いにつきましては、本招集ご通知の３頁をご覧ください。

目 次

■ 株主の皆様へ …… 1
■ 第81回定時株主総会招集ご通知 …… 2
■ 株主総会参考書類
　第１号議案　定款一部変更の件…… 6
　第２号議案　取締役７名選任の件…… 7
　第３号議案　監査役２名選任の件 11
　第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 13
■ 添付書類
　事業報告 …… 18
　計算書類等 …… 41
　監査報告 …… 45

株主の皆様へ



【企業理念】
私たちの使命

「人」と「絆」を大切に、
社会の基盤を革新し、
新たな価値を創造します

代表取締役社長執行役員
鴻池 忠彦

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、コロナ（COVID-19）の世界的拡大に関しましては、皆さまのご安全と、一日も早い収束を祈念しております。本状を持ちまして、第81回定時株主総会を2021年６月24日（木曜日）に開催するにあたっての招集をご通知申し上げます。

2021年３月期は、中期経営計画「確固たる基盤づくり」の最終年度でしたが、基盤の強化は一定程度進んだものの、一方で営業利益率の低下が続いており、利益率の改善が急務であると認識を新たにしております。そのため、本来であれば、３か年の新中期経営計画を策定する予定でしたが、先行きが見通せない経済環境の下、利益率の改善に注力すべく、単年度の「2022年３月期方針」を策定しました。「利益率の改善」「効率性の向上」「競争力の強化」「部門を越えた連携」の４項目を重点的に取り組んでまいります。

環境変化への対応が求められる中ではありますが、当社グループが目指すべき方向は、揺るがないものだと考えており、このような時こそ、改めて企業理念に立ち返り、社会と顧客のニーズを捉え、グループ一丸となって、社会課題の解決と、付加価値の高いサービスの創出に取り組んでいくことが重要だと考えております。

コロナ収束後に力強い成長を実現するため、この難局を構造改革の好機とし、厳しい環境下であっても業容の拡大と収益性の確保が両立できるよう経営体質を強化してまいります。

今後も、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様に信頼され、成長し続ける会社を目指してまいりますので、一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：9025
2021年6月3日
大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
鴻池運輸株式会社
代表取締役社長執行役員　鴻池忠彦

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　時

2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
（当社は、前回総会の議決権の基準日を2020年5月20日開催の取締役会の決議により、3月31日から6月18日に変更しましたが、本総会は当社定款第12条の規定に基づき、議決権の基準日を3月31日としております。これに伴い、本総会の開催日は前回総会の応当日と著しく離れております。）

場　所

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
ＨＫ淀屋橋ガーデンアベニュー２階　当社大阪本社 大会議室
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目的事項

報告事項

1. 第81期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　**定款一部変更の件**
第2号議案　**取締役７名選任の件**
第3号議案　**監査役２名選任の件**
第4号議案　**取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

以　上

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

1．株主様へのお願い

⑴　感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。感染による影響が大きいとされる妊娠中若しくはご高齢、基礎疾患のある株主様は特に慎重なご判断をお願いいたします。

⑵　ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

2．当社の対応について

⑴　当日の会場において、株主様及び運営スタッフの安全に配慮した感染防止措置を講じます。また、発熱があると認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。

⑵　株主総会の議事は、例年より時間の短縮化に取り組みます。

今後の状況により株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト（https://www.konoike.net/）にてお知らせいたします。

ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会に ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
お手数ですが、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

株主総会に ご出席されない場合

郵送（書面）によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分

インターネットによるご行使



下記の行使期限までに当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にて議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時45分

詳しくは5ページをご覧ください。

議決権を重複行使された場合のお取扱いについて

書面とインターネット等による方法の双方で議決権を重複してご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.konoike.net/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

  ①会社の新株予約権等に関する事項　②業務の適正を確保するための体制に関する事項　③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書　④連結注記表　⑤計算書類の株主資本等変動計算書　⑥個別注記表

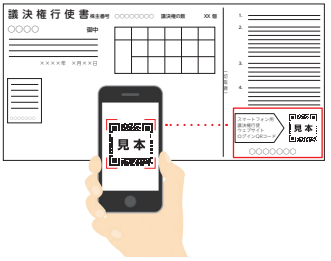
  従って、本招集ご通知の添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

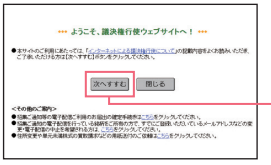


「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

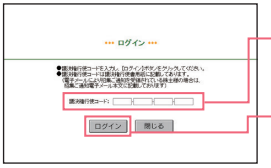
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

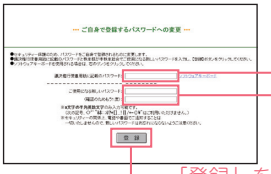
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031　受付時間 午前９時～午後９時

ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

第１号議案 定款一部変更の件

１．提案の理由
当社は、物販事業への取り組みを進めており、日本製食品・飲料、衛生商品等の輸出販売を行っております。そのような中で、海外からの酒類の取り扱い依頼が増加しております。
今般、定款に「酒類の販売・貿易業」を追加することで、輸出入酒類卸売業免許を取得し、さらなる業務拡大を図るため、事業の目的事項を一部変更するものであります。

２．変更の内容
変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． ～　（条文省略） 16. 17. 一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、工具並びに食料品の販売・貿易業 18. ～　（条文省略） 46.	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． ～　（現行どおり） 16. 17. 一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、工具並びに食料品<u>・酒類</u>の販売・貿易業 18. ～　（現行どおり） 46.
第３条 ～　（条文省略） 第45条	第３条 ～　（現行どおり） 第45条

第２号議案 取締役７名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。
本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1 再任

こうの いけ ただ ひこ
鴻池忠彦
（1953年11月７日生）

所有する当社株式の数
2,515,340株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1976年４月 株式会社鴻池組 入社
1981年４月 当社 入社
1983年12月 同 常務取締役
1987年12月 同 専務取締役
1989年12月 同 代表取締役副社長
2003年６月 同 代表取締役社長
2018年４月 同 代表取締役兼社長執行役員
2021年４月 同 代表取締役社長執行役員（現任）

〔重要な兼職の状況〕
大阪港総合流通センター株式会社
代表取締役副社長

取締役会出席回数
15回 ／ 15回（100%）

取締役候補者とした理由
鴻池忠彦氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2003年から社長として優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2 再任

こうの いけ ただ つぐ
鴻池忠嗣
（1982年11月30日生）

所有する当社株式の数
1,596,000株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

2006年４月 株式会社三井住友銀行 入行
2013年４月 当社 入社
2014年７月 同 経営企画本部 部長
2016年４月 同 執行役員
2017年４月 同 常務執行役員
2017年６月 同 取締役兼常務執行役員
2018年４月 同 取締役兼専務執行役員
2019年４月 同 取締役兼専務執行役員、新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長
2021年４月 同 取締役専務執行役員、海外管掌兼技術革新管掌（現任）

取締役会出席回数
15回 ／ 15回（100%）

取締役候補者とした理由
鴻池忠嗣氏は、金融機関での実務経験や当社での経営企画部門及び国際物流事業における豊富な経験と実績を有しております。また、現在は海外及び技術革新部門の管掌役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 3 再任

中山英治（なかやまえいじ）

（1958年10月29日生）

所有する当社株式の数
13,800株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1981年４月 当社 入社
2008年10月 同 大阪西支店長
2009年６月 同 東海支店長
2012年６月 同 執行役員
2014年６月 同 取締役兼執行役員
2016年４月 同 取締役兼常務執行役員
2017年６月 同 常務執行役員
2018年６月 同 取締役兼常務執行役員、営業管掌
2021年４月 同 取締役常務執行役員、営業管掌兼営業本部本部長（現任）

取締役会出席回数

15回 ／ 15回（100%）

取締役候補者とした理由

中山英治氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、現在は営業部門の管掌役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 4 再任

竹島徹郎（たけしまてつろう）

（1959年12月11日生）

所有する当社株式の数
16,200株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1982年４月 当社 入社
2009年６月 同 大阪港支店長
2011年９月 同 海外事業本部（大阪）部長
2012年６月 同 執行役員
2017年４月 同 常務執行役員
2018年６月 同 代表取締役兼常務執行役員、管理管掌
2020年４月 同 代表取締役兼常務執行役員、管理管掌、経営企画本部 本部長
2021年４月 同 代表取締役常務執行役員、管理管掌兼ESG担当（現任）

取締役会出席回数

15回 ／ 15回（100%）

取締役候補者とした理由

竹島徹郎氏は、当社に入社以来、主に国内の事業部門の運営や、グループ全体の人材開発に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、現在は管理部門の管掌役員として、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の効率化を推進しております。
これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 5

再任 社外 独立役員

大田嘉仁（おおた よしひと）

（1954年6月26日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1978年 4 月	京セラ株式会社 入社
2003年 6 月	同 執行役員
2010年 6 月	同 取締役執行役員常務
2010年12月	日本航空株式会社 専務執行役員
2015年12月	京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長
2017年 4 月	同 顧問
2018年 6 月	当社 社外取締役（現任）
2019年 9 月	株式会社MTG 会長
2019年12月	株式会社MTG 取締役会長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社MTG 取締役会長

取締役会出席回数

15回 ／ 15回（100%）

社外取締役在任期間

3年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大田嘉仁氏は、経営者として幅広い業種を経験されているほか、様々な団体の要職に就任されているなど、高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられており、これまでも客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。
引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 6

再任 社外 独立役員

増山美佳（ますやま みか）

（1963年1月6日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1985年 4 月	日本銀行 入行
1991年 9 月	Cap Gemini Sogeti 国際マーケティング・ディレクター
1992年11月	ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニアコンサルタント
1997年 6 月	エゴンゼンダー株式会社 入社
2004年 1 月	同 パートナー
2016年10月	増山＆Company合同会社 代表社員社長（現任）
2017年 3 月	サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年 3 月	コクヨ株式会社 社外取締役（現任）
2019年 6 月	当社 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

増山&Company合同会社 代表社員社長
サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役（監査等委員）
コクヨ株式会社 社外取締役

取締役会出席回数

15回 ／ 15回（100%）

社外取締役在任期間

2年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

増山美佳氏は、コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM＆A等の分野における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に向けて専門的な見地から指導をいただいております。
引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 7 再任 社外

ふじ　た　たいすけ
藤田泰介

（1970年７月11日生）

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1991年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所
2000年11月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社
2002年６月	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 入社
2006年３月	Ｔａｉｙｏ　Ｐａｃｉｆｉｃ Partners LP 入社
2012年２月	Ｕｎｌｅａｓｈ　Ｃａｐｉｔａｌ Pte. Ltd. 設立
2012年12月	Ｏｒｂｉｓ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ Management Ltd. 入社
2014年９月	Ａｓｉａｎ　Ｅｎｅｒｇｙ Investments, Pte. Ltd. 入社
2016年５月	アムンディ・ジャパン株式会社 入社
2020年７月	当社 社外取締役（現任）

取締役会出席回数

11回 ／ **11回**（100%）

社外取締役在任期間

1年

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田泰介氏は、国内外資本市場における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．鴻池忠彦氏が代表取締役副社長を務める大阪港総合流通センター株式会社は、当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。
藤田泰介氏と当社との間で、2020年７月１日から2021年６月30日までコンサルティング契約を締結しております。
その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は社外取締役候補者であります。
３．当社は大田嘉仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、増山美佳氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
４．藤田泰介氏の取締役会出席回数は、2020年７月31日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
５．大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を当社と締結しております。当社は、本議案において各氏が選任されますと、各氏との間で同契約を継続する予定であります。
６．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案 監査役２名選任の件

監査役 中谷光弘氏は本総会終結の時をもって辞任され、監査役 堂道秀明氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けたうえで、取締役会において承認されたものであります。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号 1 新任

小林寛昭（こばやしひろあき）

（1959年６月22日生）

所有する当社株式の数

19,400株

略歴、当社における地位〔重要な兼職の状況〕

1983年４月 当社 入社
2012年６月 同 管理部長
2013年６月 同 経理部長
2015年４月 同 執行役員 財務経理本部 副本部長
2016年４月 同 執行役員 システム推進本部 本部長、システム営業部長
2018年４月 同 執行役員 監査役室担当
2019年４月 同 執行役員 内部監査室長
2021年４月 同 顧問（現任）

監査役候補者とした理由

小林寛昭氏は、当社に入社以来、情報システムをはじめ管理部門を歴任し、内部監査部門の責任者も務めるなど、当社の健全かつ適切な運営に必要となる豊富な経験と実績を有しております。これらのことから、監査役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、新たに監査役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 2

新任
社外
独立役員

星 千絵（ほし ちえ）

（1972年３月6日生）

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位〔重要な兼職の状況〕

1998年４月	弁護士登録
2004年９月	田辺総合法律事務所 入所
2006年４月	同 パートナー（現任）
2014年４月	防衛調達審議会委員（現任）

社外監査役候補者とした理由

星千絵氏は、会社の経営に関与していませんが、長年にわたり弁護士として企業法務等の実務に携わり、専門的な知見並びに幅広い知識と経験を有しておられます。これらのことから、社外監査役として独立した立場から当社の監査において十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．星千絵氏は、社外監査役候補者であります。
３．星千絵氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、本議案において星千絵氏が選任されますと、同氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の34ページに記載のとおりです。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第４号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年7月31日開催の第80回定時株主総会において年額8億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、また、それとは別枠で、2015年6月24日開催の第75回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額1億円以内の範囲で割り当てることにつきご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠を廃止し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式（以下「譲渡制限付株式Ⅰ」といいます。）を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

また、株式報酬制度を一体的かつ効率的に管理・運営するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第２号議案にて再任された対象取締役（以下「再任対象取締役」といい、対象取締役と併せて以下「対象取締役等」といいます。）が保有する株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権を権利放棄して、当社が無償取得する代わりに、再任対象取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式（以下「譲渡制限付株式Ⅱ」といいます。）を報酬等として付与すること（以下「本移行措置」といいます。）につき、あわせてご承認をお願いいたします。

本移行措置は、過年度において再任対象取締役に対して付与された株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を譲渡制限付株式Ⅱに切り替えるものであり、新たに追加的に報酬を付与するものではありませんが、譲渡制限付株式Ⅱの付与に際して現物出資財産として、再任対象取締役に対して金銭報酬債権を付与することになります。なお、再任対象取締役が保有する未行使の新株予約権は権利放棄され、今後、権利行使されることはありません。

譲渡制限付株式Ⅱに係る報酬枠は、譲渡制限付株式Ⅰに係る報酬枠とは別枠で、第82期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）限りのものといたします。

対象取締役等は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取

引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役等に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、現在の対象取締役は５名ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は４名となります。また、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、再任対象取締役は４名となります。

1.譲渡制限付株式の発行又は処分の方法

本議案に基づく譲渡制限付株式の発行又は処分は、対象取締役等に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役等が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法で行うものといたします。

2.対象取締役等に対して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

譲渡制限付株式Ⅰ及び譲渡制限付株式Ⅱの上限額及び上限数は次のとおりといたしたく存じますが、いずれも各対象取締役等への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

【譲渡制限付株式Ⅰ】

本議案に基づき譲渡制限付株式Ⅰの付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額１億円以内とし、譲渡制限付株式Ⅰとして発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）といたします。

【譲渡制限付株式Ⅱ】

本議案に基づき譲渡制限付株式Ⅱの付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として５億円以内とし、譲渡制限付株式Ⅱとして発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は30万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）といたします。

3.対象取締役等に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、譲渡制限付株式Ⅰに係るものを「本割当契約Ⅰ」といい、譲渡制限付株式Ⅱに係るものを「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとします。

＜本割当契約Ⅰの概要＞

(1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、本割当株式Ⅰの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(5) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

＜本割当契約Ⅱの概要＞

(1) 再任対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、本割当株式Ⅱの交付日から当該再任対象取締役が当社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 当社は、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

4.譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式Ⅰを付与し、また、株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として、再任対象取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式Ⅱを付与するものであります。

当社は2021年５月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、株価連動報酬を継続し、取締役退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式を採用する旨を定めておりますが（その概要は事業報告34頁以下に記載しております）、本議案に基づく譲渡制限付株式Ⅰの付与は当該方針に沿うものです。

また、本移行措置に伴う譲渡制限付株式Ⅱの付与により、株式報酬制度を一体的かつ効率的に管理・運営できるようになります。

加えて、本議案に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は上記2. の上限額の範囲内といたします。本議案に基づき付与する譲渡制限付株式Ⅰの発行済株式総数に占める割合は0.17%（10年

間に亘り譲渡制限付株式Ⅰを上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.75%）とその希薄化率は軽微です。なお、譲渡制限付株式Ⅱについては、付与する譲渡制限付株式Ⅱと同数の株式を目的とする新株予約権の権利放棄がなされるため、実質的な希薄化は生じません。

したがって、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると、人事・報酬委員会も判断しております。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定です。

また、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を保有する当社の執行役員に対しても、本移行措置と同様の措置を講じる予定です。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

売上高	2,923億48百万円	前連結会計年度比	5.9％減
営業利益	39億97百万円	前連結会計年度比	58.7％減
経常利益	93億97百万円	前連結会計年度比	1.7％減
親会社株主に帰属する当期純利益	48億36百万円	前連結会計年度比	5.3％増

当連結会計年度における我が国経済は、コロナ（COVID-19）の感染拡大に伴い、個人消費や企業活動が停滞したため、深刻な影響を被りました。2020年４-６月期に戦後最大のマイナス成長を記録したＧＤＰ成長率は、その後世界経済の持ち直しを背景に２四半期連続でプラス成長となりましたが、年明け以降感染の再拡大により再び経済活動に足踏みが見られる状況が続いております。

諸外国に続き日本国内でもワクチン接種が始まったこともあり、収束に向けた努力が続けられているものの、世界経済全体の先行きは未だ不透明感が強く、企業活動への影響は長期化することが想定されます。

当期は、中期経営計画「確固たる基盤づくり」の最終年度に当たっておりましたが、経営環境の厳しさが当面継続することを前提に、昨春より「構造改革プラン」を実施しております。その一環として、厳しい状況が続く空港関連や鉄鋼関連の人材については、グループ内外への応援・出向の取り組みを、人件費負担の軽減にとどまらず、新たなスキル向上の場と積極的に捉えて進めております。

また、事業ポートフォリオマネジメントにおいては、基盤事業、収益改善事業、成長事業の３つに分類し各々の課題に応じた取り組みを進めております。基盤事業である鉄鋼関連については、減産により生まれた人的余力を活用し新たな事業領域の拡大に取り組んでおります。収益改善事業については、適正単価の収受等による不採算業務の抜本的な見直しを行い、戦略性の見出せない低収益事業は撤退や売却を進め、投資基準をより厳格化し資本効率を高めてまいります。成長事業である空港関連では、雇用を維持しつつ、航空需要（特に国際便）回復時には人材を再配置できる体制づくりを進めております。このような取り組みをより加速させるため、2022年３月期においては単年度の方針を策定いたしました。

当連結会計年度における経営成績については、国際物流事業の伸長や単価改定による増収、取扱量の緩やかな回復による持ち直しが見られたものの、旅客便減少や鉄鋼減産の影響を受け、売上高は2,923億48百万円（前連結会計年度比5.9%減）、営業利益は39億97百万円（同58.7%減）と大幅な減益となりました。経常利益は雇用調整助成金等の計上もあり93億97百万円（同1.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は48億36百万円（同5.3%増）となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。なお、セグメント利益は一般管理費控除前の営業利益であります。

複合ソリューション事業

売上高	1,916億99百万円	前連結会計年度比	10.8%減
セグメント利益	53億54百万円	前連結会計年度比	57.4%減

コロナの影響による世界的な旅客便減少により、空港関連でのチェックインカウンター業務やグランドハンドリング業務等が大幅に減少しました。また、鉄鋼関連では高炉バンキング（一時的な休止）を含めた減産により構内請負業務が減少し、売上高は1,916億99百万円（前連結会計年度比10.8%減）となりました。利益は空港・鉄鋼関連における人員の配置転換等をグループ内で推進したこと（年度累計実績：延べ47,469名）や食品関連を中心とした巣ごもり需要による増加はありましたが、空港関連・鉄鋼関連等の減益幅が大きく、53億54百万円（同57.4%減）となりました。

国内物流事業

売上高	444億71百万円	前連結会計年度比	7.0%減
セグメント利益	26億36百万円	前連結会計年度比	4.4%増

コロナの影響による店舗の臨時休業やイベントの中止など経済活動の停滞に伴い、物流取扱量が減少し、売上高は444億71百万円（前連結会計年度比7.0%減）となりました。利益は物流取扱量の減少はありましたが、適正単価の収受及び業務の効率化等により収益改善に努め、26億36百万円（同4.4%増）となりました。

国際物流事業

売上高	561億77百万円	前連結会計年度比	16.6%増
セグメント利益	17億24百万円	前連結会計年度比	124.4%増

コロナの影響による旅客便減少に伴い、航空貨物運賃が上昇したことや医療関連物資の物販への参入等により、売上高は561億77百万円（前連結会計年度比16.6%増）、利益は17億24百万円（同124.4%増）となりました。

（注）第１四半期連結会計期間より、各報告セグメントを構成する事業本部に所属する営業所の一部について、主要顧客並びに事業内容の変化に対応するため、所属する事業本部を変更いたしました。そのため、前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を当該変更後の数値で比較しております。

（事業別売上高の状況）

	金額	構成比
複合ソリューション事業	191,699百万円	65.6%
国内物流事業	44,471百万円	15.2%
国際物流事業	56,177百万円	19.2%
合計	292,348百万円	100.0%

（注）上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は134億89百万円であります。

・当連結会計年度中に完成した主要設備

複合ソリューション事業	物流センター新設（長野県安曇野市、愛知県愛西市）
国際物流事業	当社連結子会社 KONOIKE-E STREET, INC. 倉庫新設（米国カリフォルニア州ロサンゼルス）

・当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

複合ソリューション事業	物流センター新設（北海道千歳市）
国際物流事業	倉庫新設（大阪市此花区）
	当社連結子会社 VENUS MARINE CO.,LTD.S.A. 船舶購入（パナマ共和国）
全社共通	研修センター新設（大阪府豊中市）

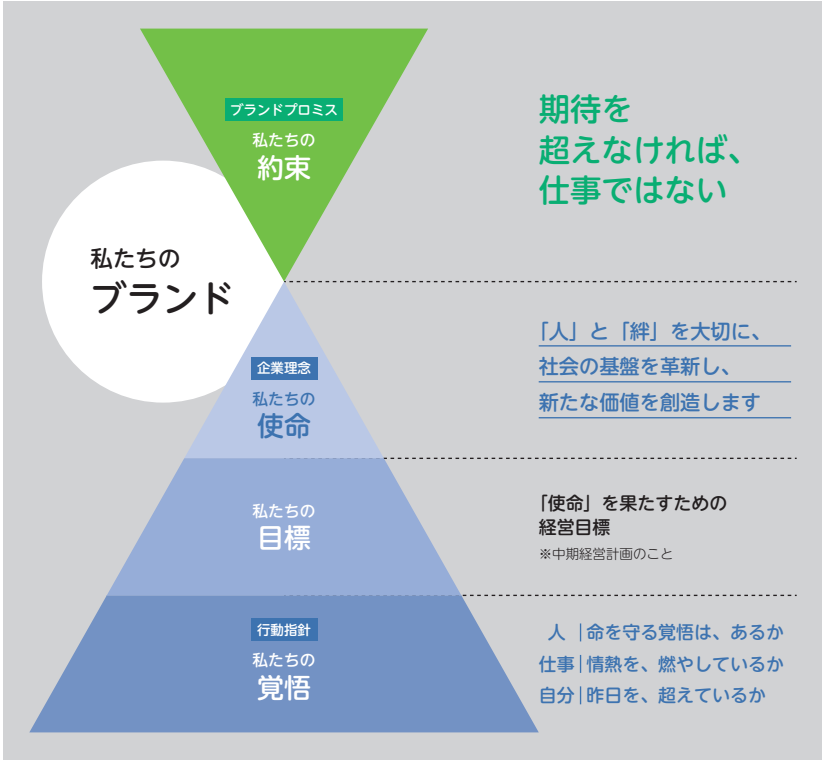
(3) 資金調達の状況

当社は、無担保社債の発行により350億円、長期借入金により23億円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

会社の経営の基本方針

当社グループが2030年、さらに将来にわたり、革新を続け、持続的成長を果たすために、グループ共通のKONOIKEブランド「私たちのブランド」を2018年５月に策定しました。「私たちのブランド」では、当社グループが目指すべき姿、存在意義を表す企業理念を「私たちの使命：人と絆を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します」と定め、その使命を果たすことを皆様にお約束するために、ブランドメッセージ「私たちの約束：期待を超えなければ、仕事ではない」を、また、「私たちの約束」を具現化するため、全従業員の行動指針として「私たちの覚悟」を定めております。



経営環境及び「2030年ビジョン」

2021年３月期は、コロナ（COVID-19）の世界的拡大により経済活動が大きく停滞し景況感が急速に悪化いたしました。若干の持ち直しの動きも見られますが、当社グループでは、影響が顕著である空港関連において、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。加えて、鉄鋼関連においては、中長期的には脱炭素等、鉄鋼業界を取り巻く環境の変化もあり、当社グループにおいても影響は避けられないものと認識しております。

そのような中、当社グループでは、中長期的に対処すべき経営環境の変化として、国内生産年齢人口の減少による「人手不足の深刻化」とデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）等、「技術革新の進展」を重要な課題と認識しております。コロナの感染拡大は、「技術革新の進展」をより一層早めるものと考えており、すでに新たな生活様式として一部顕在化していると感じております。このような経営環境の変化は、長期的に当社グループの事業の前提を大きく変容させる可能性がありますが、これを脅威としてではなく、いかに機会として捉え取り組んでいくかが重要であると考えております。

「人手不足の深刻化」に関しては、足元ではコロナの影響を吸収するためグループ内で人材の相互活用を積極的に進めており、現在、大きな影響は出ておりませんが、中長期的には生産性の向上等によって根本的な解決を図る必要があります。具体的には「技術革新の進展」への対応、ＤＸ推進、様々な新技術の導入による業務の改善・革新です。

創業150周年となる2030年、さらに将来に向けて当社グループがお客様や社会から信頼され、選ばれ続けていくためには、中長期的な経営環境の変化に対応し、企業理念の実現を追求していくことが求められます。この道筋を明確にするため、2018年５月に、目指すべき経営の姿「2030年ビジョン」を定めました。

2030年ビジョン［2030年定量目標］

事業ポートフォリオ		10事業本部以上をめざし事業の多角化
売上高		3,500億円～5,000億円
売上高比率	物流：サービス（注）	40：60
	国内：海外	80：20
営業利益率		５％以上
ROE		10%以上

（注）サービス：複合ソリューション事業における請負業務、エンジニアリング業務など、純粋な物流業務以外の業務

2022年３月期方針と対処すべき課題

2021年３月期は、中期経営計画「確固たる基盤づくり」の最終年度でしたが、基盤の強化が一定程度進んだ一方で、営業利益率の低下が続いており、利益率の改善が急務であると認識を新たにしております。本来であれば3か年の新中期経営計画を策定する予定でしたが、先行きが見通せない経済環境の下、利益率の改善に注力すべく、単年度の「2022年３月期方針」を策定し、下記の4項目を重点的に取り組んでまいります。

❶ 利益率の改善

当社グループはこれまで成長性を重視し、経営指標のひとつとして、売上高を重視してまいりました。これにより売上高は増加したものの営業利益は減少し、結果として、営業利益率は大きく低下しました。今後は、付加価値の創出、顧客への貢献にこだわり、営業利益率を重視してまいります。これにより、収益性向上、経営体質強化の取り組みが、これまで以上に進むものと考えております。

また足元では「人材マッチング」と称して、空港関連や鉄鋼関連の人材のグループ内外への応援・出向を積極的に進めております。今後も厳しい状況が続く見通しであることに加え、他の事業においても環境変化に柔軟に対応するべく、この取り組みを一過性で終わらせることのないよう、人材流動化を継続的に進めてまいります。

❷ 効率性の向上

持続的な発展のためには、限られた経営資源を効率的に活用することが不可欠です。当社グループは、資本効率の向上を図るため、ROICを活用し、資本コストを意識した経営に取り組んでおります。取り組みにあたっては、全事業を基盤事業、収益改善事業、成長事業の３つに分類し、各事業の位置づけ・課題を明確にいたしました。加えて経営環境の急激な変化に柔軟に対応することも必要と考えております。それぞれの位置づけに応じた戦略の立案・実行・見直しを進めるとともに、全社最適の観点から事業ポートフォリオの見直しを進めてまいります。そして、実効性を高めるため、資本コスト並びに投資回収に対する意識をさらに全社に徹底するとともに、投資方針の策定並びにモニタリング、事業運営の見直し、撤退判断等、資本効率向上の仕組みを見直してまいります。

また、「確固たる基盤づくり」において取り組みを続けてまいりました不採算事業の収益改善につきましては、WACC（加重平均資本コスト）を大きく下回りかつ原則収益改善事業に属する20拠点を重点改善拠点とし、策定した取組方針に基づき、2024年３月期を目標に収益構造の改善を図ってまいります。

加えて、管理部門においては、「小さな本社」の実現を目指し、2021年４月の本社組織の見直し、ＤＸ加速による、生産性の向上等の取り組みを進め、2024年３月までに効率的な運営体制を構築してまいります。

（当社グループの事業ポートフォリオマネジメント）

	分野	課題
基盤事業	鉄鋼関連、食品関連、 食品プロダクツ関連、生活関連	基盤事業の持続、 フリーキャッシュフローの維持・向上
収益改善事業	物流関連、定温関連、 メディカル関連、海外関連	ROIC思考の徹底・生産性の改善
成長事業	空港関連、環境・エンジニアリング関連、 インド関連（メディカル、鉄道）	事業成長、M&Aの取り組み、海外展開

❸ 競争力の強化

お客様の生産プロセスやバリューチェーンに深く入り込み、請負サービス・物流サービスなど様々なサービスを組み合わせて提供する当社グループ独自のビジネスモデルは、業種や地域を問わず、さらなる成長の可能性を有していると考えております。そして、新たな成長のために、当社グループが長年にわたり多種多様な現場で培ってきた豊富な知見やノウハウに、最先端の自動化技術を掛け合わせることにより“人と技術のハイブリッド”が創り出す持続可能な現場の実現とその水平展開を図ってまいります。

その一環として、2021年３月には「鴻池技術研究所イノベーションセンター」を開設。最新自動化機器の開発・導入実験や、国内外のスタートアップ企業が持つ先進技術の実証実験などを行うオープンイノベーション拠点とし、物流現場における技術革新の取り組みを加速してまいります。また、2021年４月には新事業開発管掌を技術革新管掌とし、「技術革新の進展」に対応すべく、危機感を持って取り組みを加速してまいります。

❹ 部門を越えた連携

お客様に当社グループを選び続けていただくには、各本部内でサービスを完結するのではなく、部門の垣根を越えて、当社グループ全体でお客様にソリューションを提供することがますます重要になると認識しております。加えて、当社グループが有する経営資源の有効活用を図る上でも、部門の垣根を越えた施策が必要と考えております。その一環として、2021年４月より、営業企画部を発足いたしました。部門横断的組織として、経営戦略に基づく事業戦略の策定、事業ポートフォリオの見直しを推進してまいります。

また、当社グループの各事業は、顧客の業態等により業務内容が異なっており、かつ顧客のニーズに対応したアナログ業務も多く存在します。よって、ＤＸの観点からは改善・変革の余地が大きいと考えております。まずはデジタル化を進めるうえで必要不可欠となる、業務の標準化に取り組むと同時に、応用力を高め、新たな領域への進出も見据えております。2021年２月には物流標準化の取り組みとして、各現場の物流システムの統合化・共通化に資する新統合物流システムを一部現場にて運用を開始し、今後グループ全体への導入を進めてまいります。

環境変化への対応が求められる中ではありますが、当社グループが目指すべき方向は、揺るがないものだと考えており、このような時こそ、改めて企業理念に立ち返り、社会と顧客のニーズを捉え、グループ一丸となって、社会課題の解決と、付加価値の高いサービスの創出に取り組んでいくことが重要だと考えております。

コロナ収束後に力強い成長を実現するため、この難局を構造改革の好機とし、厳しい環境下であっても業容の拡大と収益性の確保が両立できるよう経営体質を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

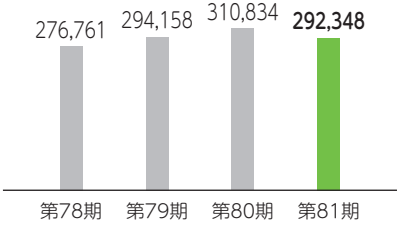
❶ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第78期	第79期	第80期	第81期 (当連結会計年度)
売上高	276,761	294,158	310,834	**292,348**
経常利益	11,536	11,373	9,559	**9,397**
親会社株主に帰属する当期純利益	7,042	6,289	4,593	**4,836**
1株当たり当期純利益	123円70銭	111円62銭	84円90銭	**92円14銭**
純資産	101,162	101,563	99,572	**104,798**
総資産	211,691	213,254	223,499	**258,798**

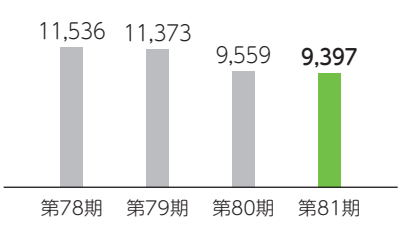
売上高

(単位：百万円)



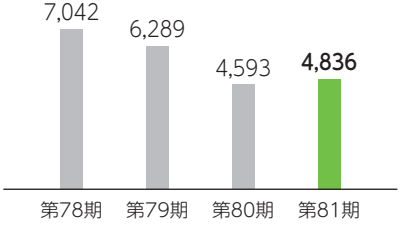
経常利益

(単位：百万円)



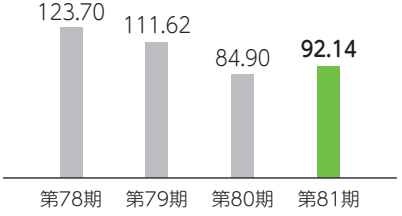
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



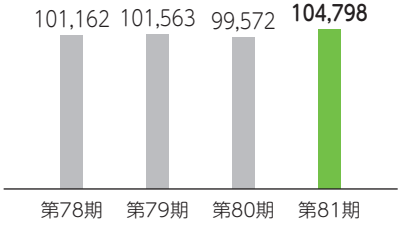
1株当たり当期純利益

(単位：円)



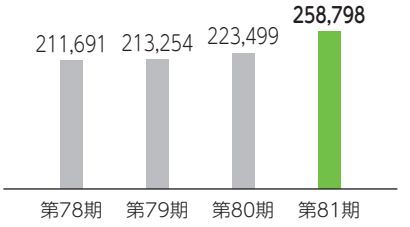
純資産

(単位：百万円)



総資産

(単位：百万円)



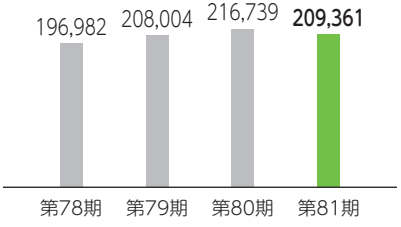
❷ 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　分	第78期	第79期	第80期	第81期（当事業年度）
売上高	196,982	208,004	216,739	**209,361**
経常利益	6,503	7,725	6,429	**8,620**
当期純利益	4,180	5,636	2,836	**5,040**
1株当たり当期純利益	73円43銭	100円05銭	52円42銭	**96円03銭**
純資産	77,295	78,666	73,556	**78,216**
総資産	170,370	175,607	187,467	**224,277**

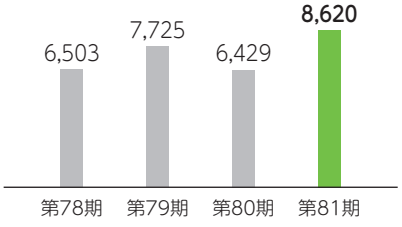
売上高

（単位：百万円）



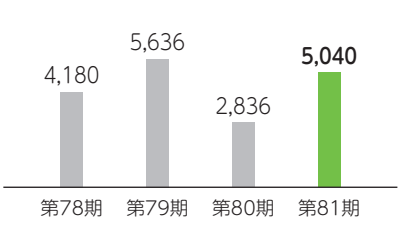
経常利益

（単位：百万円）



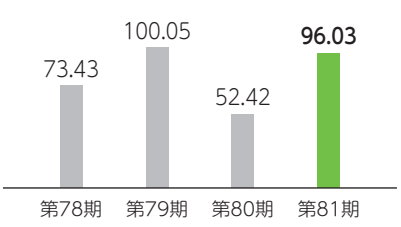
当期純利益

（単位：百万円）



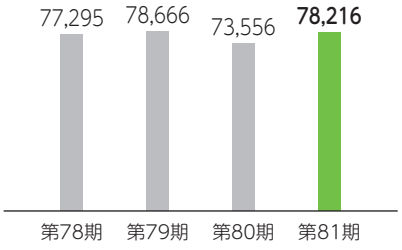
1株当たり当期純利益

（単位：円）



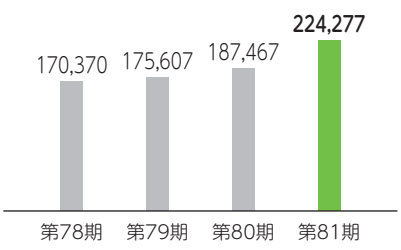
純資産

（単位：百万円）



総資産

（単位：百万円）



(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
鴻池メディカル株式会社	100百万円	100.0%	滅菌代行、院内外物流システム設計・運用、医療用具の販売
九州産交運輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業
関西陸運株式会社	87百万円	100.0%	一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分
日本空輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業
コウノイケ・エアポートサービス株式会社	50百万円	100.0%	輸出入航空貨物取扱業務及び航空機内清掃・整理業務
株式会社エコイノベーション	100百万円	100.0%	製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業
株式会社Kグランドサービス	96百万円	90.0%	空港における航空便のグランドハンドリング業務
株式会社NKSホールディング	90百万円	100.0%	空港における航空便の旅客・グランドハンドリング業務
鳳テック株式会社	100百万円	60.0%	鋼材・鋼板コイルの荷造及び梱包
株式会社Kスカイ	50百万円	90.0%	空港における航空便の旅客・航務業務
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	52百万米ドル	100.0%	貨物倉庫保管、配送業務
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	30百万香港ドル	100.0%	国際航空貨物フォワーディング、NVOCC、倉庫、配送

(注) NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier) とは、自ら国際輸送手段（船舶等）を持たない貨物利用運送事業者であります。

(7) 主要な事業内容 (2021年３月31日現在)

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

❶ 複合ソリューション事業
得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。
❷ 国内物流事業
冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。
❸ 国際物流事業
国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

(8) 主要な事業所 (2021年３月31日現在)

当社	大阪本社	大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
	東京本社	東京都中央区銀座六丁目10番１号
	支店	大阪港（大阪市）、国際物流関西（大阪市）、国際物流関東（東京都中央区）、関西（大阪市）、和歌山（和歌山県和歌山市）、千葉（千葉市）、鹿島（茨城県鹿嶋市）、エンジニアリング（北九州市）、東海（名古屋市）、静岡（静岡県焼津市）、関東中央（東京都台東区）、北日本（仙台市）、中国九州（福岡市）、定温物流（東京都台東区）、西日本（大阪市）、東日本（東京都台東区）、関西中央（大阪市）、関東（千葉市）
鴻池メディカル株式会社	本社	東京都千代田区有楽町一丁目６番４号
九州産交運輸株式会社	本社	熊本市南区流通団地二丁目20番３号
関西陸運株式会社	本社	香川県さぬき市昭和121番地20
日本空輸株式会社	本社	東京都品川区勝島一丁目５番21号
コウノイケ･エアポートサービス株式会社	本社	東京都大田区蒲田四丁目22番３号
株式会社エコイノベーション	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
株式会社Kグランドサービス	本社	大阪府泉佐野市りんくう往来北２番地の21
株式会社NKSホールディング	本社	千葉県成田市古込字込前154番４号
鳳テック株式会社	本社	茨城県鹿嶋市光３番地
株式会社Kスカイ	本社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中１番地
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.	本社	1420 COIL AVENUE WILMINGTON,CA 90744 U.S.A.
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	本社	RM8A, 8/F, Mita Centre, 552-566 Castle Peak Road, Kwai Chung, New Territories, Hong Kong

（注）１．当社は2020年４月１日付で、九州支店をエンジニアリング支店へ改称いたしました。
２．株式会社ＮＫＳホールディングは2021年３月１日付で、本社を東京都中央区銀座七丁目16番14号から、上記住所に移転いたしました。
３．日本空輸株式会社は2020年11月25日付で、本社を東京都中央区銀座六丁目10番１号から、上記住所に移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

❶ 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比
15,690 (8,426) 名	241名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間平均人員数を外数で記載しております。

❷ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
9,512 (5,275) 名	37名減	41歳11カ月	11年9カ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,300百万円
株式会社みずほ銀行	2,900百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　227,596,808株

（2）発行済株式の総数　56,952,442株（自己株式　4,459,211株を含む）

（3）株主数　3,881名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
江之子島商事株式会社	5,040,888株	9.60%
鴻池運輸従業員持株会	4,722,192株	8.99%
銀泉株式会社	3,598,274株	6.85%
鴻池忠彦	2,515,340株	4.79%
株式会社三井住友銀行	2,480,022株	4.72%
日本製鉄株式会社	2,451,418株	4.66%
鴻池一季	2,282,300株	4.34%
大阪瓦斯株式会社	2,248,912株	4.28%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,139,300株	4.07%
鴻池忠嗣	1,596,000株	3.04%

（注）１．当社は、自己株式を4,459,211株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	辻 卓史		京阪神ビルディング株式会社 社外取締役
代表取締役兼社長執行役員	鴻池忠彦		大阪港総合流通センター株式会社 代表取締役副社長
取締役兼専務執行役員	鴻池忠嗣	新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長	
取締役兼常務執行役員	中山英治	営業管掌	
代表取締役兼常務執行役員	竹島徹郎	管理管掌、経営企画本部 本部長	
社外取締役	大田嘉仁		株式会社MTG 取締役会長
社外取締役	増山美佳		増山&Company合同会社 代表社員社長 サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役(監査等委員) コクヨ株式会社 社外取締役
社外取締役	藤田泰介		
監査役(常勤)	中谷光弘		
監査役(常勤)	大谷貢		
社外監査役	堂道秀明		スズキ株式会社 社外取締役
社外監査役	藤原裕		株式会社キッツ 社外取締役 経営革新研究所クロス・ボーダー・ブリッジ 代表

(注) 1. 当社は社外取締役 大田嘉仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 当社は社外監査役 堂道秀明氏及び藤原裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役 中谷光弘氏は財務経理本部 本部長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役 大谷貢氏は内部監査室長、監査役室長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役 藤原裕氏は上場企業の財務部門・IR部門を担当する執行役員等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 藤田泰介氏と当社との間で、2020年7月1日から2021年6月30日までコンサルティング契約を締結しておりますが、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。また、その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間にも特別の関係はありません。
5. 当社は、取締役会の一層の活性化並びに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が20名(2021年3月31日現在)おります。
6. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
竹島徹郎	代表取締役兼常務執行役員 管理管掌	代表取締役兼常務執行役員 管理管掌、経営企画本部 本部長	2020年4月1日

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
木　村　直　樹	2020年７月31日	任期満了	社外取締役
藤　井　昭　夫	2020年７月31日	辞任	監査役
舩　橋　晴　雄	2020年７月31日	任期満了	社外監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役・監査役・執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償を追求する場合等は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

❶ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年5月20日の取締役会において、当該決定方針の内容を一部改定（非金銭報酬等を毎年一定の時期に年額１億円以内の範囲で割り当てる株式報酬型のストック・オプションから譲渡制限付株式に変更）しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が改定前の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、人事・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【基本方針】

当社の役員報酬制度は、企業理念である「私たちの使命」（「人」と「絆」を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します。）を実現するため、以下を基本方針としております。

- 企業理念「私たちの使命」の実現に貢献するものであること
- 「2030年ビジョン」の実現に向けた優秀な経営陣の確保・維持に資すること
- 常に期待を超えるというチャレンジ精神を促すものであること
- 業績との連動性が高い設計であること
- 中長期的な株価連動報酬を継続すること
- 従業員・株主をはじめとしたステークホルダーに対して、説明責任を果たせる透明性・公正性が担保された設計であること

【基本報酬に関する方針】

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【業績連動報酬・非金銭報酬等に関する方針】

- 業績連動報酬等

  事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の全社業績、部門業績等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標やその値等は、適宜、環境の変化に応じて人事・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。
- 非金銭報酬等

  取締役退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対し、毎年、一定の時期に付与します。譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内とします。

なお、第82期事業年度については、株式報酬型ストック・オプションから譲渡制限付株式への移行措置として、再任される取締役が株式報酬型ストック・オプションとしての未行使の新株予約権を権利放棄し、当社が無償取得する代わりに、当該取締役が放棄する新株予約権の目的である株式数と同数の譲渡制限付株式を交付します。

【報酬等の割合に関する方針】

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とし、人事・報酬委員会において検討を行うこととしております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、業務執行取締役については、報酬等の種類は基本報酬（金銭報酬）、賞与（短期インセンティブ）、譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）で割合を定めるものとし、社外取締役については固定報酬のみとして、その詳細は人事・報酬委員会で審議することとしております。

【報酬等の決定の委任に関する事項】

個人別の報酬額については、人事・報酬委員会の答申に基づき取締役会が決議することとしております。ただし、取締役会は、個人別の報酬額の決定にあたり代表取締役社長執行役員にその具体的内容を委任することができ、委任を受けた代表取締役社長執行役員は、人事・報酬委員会による答申内容を尊重し、決定をしなければならないこととしております。

【上記のほか報酬等の決定に関する事項】

監査役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

❷ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等（賞与）	非金銭報酬等（ストック・オプション）	
取締役（社外取締役を除く。）	197	136	31	29	5名
監査役（社外監査役を除く。）	35	35	—	—	3名
社外役員	58	58	—	—	7名
合計	291	230	31	29	15名

（注）1．上記には、2020年７月31日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名、監査役２名（うち、社外監査役１名）に対する支給額を含めております。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．賞与は、連結営業利益等の業績や個人別の評価に基づき、役位別の標準額に係数を乗じて算出し、支給額を決定しております。評価指標の一つとして連結営業利益を選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためです。なお、その実績は3,997百万円であります。
4．非金銭報酬等の内容は株式報酬型のストック・オプションであり、毎年、一定の時期に新株予約権を年額１億円以内の範囲（社外取締役を除く）で割り当てております。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額としております。
5．2020年７月31日開催の第80回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額８億円以内（うち社外取締役分年額１億円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役３名）です。また別枠で、2015年６月24日開催の第75回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額１億円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は９名（うち、社外取締役１名）です。
6．2007年６月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額１億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。
7．取締役会は、代表取締役社長執行役員 鴻池忠彦氏に対し、個人別の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。なお、委任を受けた代表取締役社長執行役員は人事・報酬委員会による答申内容を尊重し、決定をしなければならないこととしております。
8．当社は、2015年６月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退任慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続いて在任する取締役及び監査役に対して、役員退任慰労金を打切り支給することを決議いただいております。
上記に加えて、2014年６月25日開催の第74回定時株主総会決議に基づき、役員退任慰労金を下記のとおり支給しております。

区　分	支給人員	支給額
退任取締役	1名	7百万円
退任監査役	2名	9百万円

(6) 社外役員に関する事項

❶ 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

❷ 当事業年度における主な活動内容

地　位	氏　名	出席状況 取締役会	出席状況 監査役会	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大田嘉仁	15回/15回 (100%)	—	経営者としての幅広い業種の経験や、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	増山美佳	15回/15回 (100%)	—	コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM＆A等の分野における豊富な経験及び見識や、経営・経済に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	藤田泰介	11回/11回 (100%)	—	国内外資本市場における豊富な経験及び見識や、経営・経済に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。 また、人事・報酬委員会の委員として、委員就任以降に開催された委員会10回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	堂道秀明	15回/15回 (100%)	12回/13回 (92%)	取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。 また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	藤原　裕	11回/11回 (100%)	9回/9回 (100%)	取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。

（注）1．社外取締役 藤田泰介氏については、2020年７月31日付の就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。
2．社外監査役 藤原裕氏については、2020年７月31日付の就任以降に開催された取締役会、監査役会への出席回数を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	86百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	114百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.及びBEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3．当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項及び第２項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である新収益認識基準の適用に関する助言業務などを委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

(2) 当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、１株当たり11円とさせていただきます。

この結果、2020年12月１日に実施の中間配当金（１株当たり９円）を含む当事業年度の年間配当金は、１株当たり20円となります。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**123,202**
現金及び預金	63,397
受取手形及び売掛金	55,032
未成工事支出金	85
貯蔵品	1,552
その他	3,519
貸倒引当金	△385
固定資産	**135,595**
有形固定資産	**102,946**
建物及び構築物	43,639
機械装置及び運搬具	8,825
土地	41,908
リース資産	3,941
建設仮勘定	3,118
その他	1,511
無形固定資産	**6,264**
のれん	2,080
その他	4,183
投資その他の資産	**26,385**
投資有価証券	13,296
長期貸付金	398
繰延税金資産	5,382
退職給付に係る資産	193
その他	7,280
貸倒引当金	△165
資産合計	**258,798**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**59,473**
支払手形及び買掛金	14,446
短期借入金	7,883
1年内償還予定の社債	10,000
1年内返済予定の長期借入金	1,697
役員賞与引当金	126
未払費用	11,277
未払法人税等	2,374
その他	11,668
固定負債	**94,525**
社債	55,000
長期借入金	10,176
リース債務	2,235
繰延税金負債	601
再評価に係る繰延税金負債	1,293
退職給付に係る負債	21,092
役員退任慰労金引当金	138
長期未払金	1,542
その他	2,443
負債合計	**153,999**

純資産の部	
株主資本	**104,072**
資本金	1,723
資本剰余金	1,908
利益剰余金	107,728
自己株式	△7,288
その他の包括利益累計額	**△2,517**
その他有価証券評価差額金	4,277
土地再評価差額金	△5,030
為替換算調整勘定	△510
退職給付に係る調整累計額	△1,253
新株予約権	**459**
非支配株主持分	**2,784**
純資産合計	**104,798**
負債・純資産合計	**258,798**

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		292,348
売上原価		272,787
売上総利益		**19,561**
販売費及び一般管理費		15,563
営業利益		**3,997**
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	279	
為替差益	58	
貸倒引当金戻入額	24	
投資有価証券評価損戻入益	489	
受取賃貸料	149	
雇用調整助成金	4,734	
その他	553	6,390
営業外費用		
支払利息	255	
投資有価証券評価損	0	
社債発行費	196	
持分法による投資損失	362	
その他	175	991
経常利益		**9,397**
特別利益		
固定資産売却益	236	
投資有価証券売却益	752	
その他	32	1,022
特別損失		
固定資産除売却損	111	
投資有価証券評価損	3	
関係会社出資金評価損	73	
減損損失	1,315	
その他	8	1,512
税金等調整前当期純利益		**8,906**
法人税、住民税及び事業税	4,174	
法人税等調整額	100	4,275
当期純利益		**4,630**
非支配株主に帰属する当期純損失		205
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,836**

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**96,598**
現金及び預金	49,619
受取手形	1,571
電子記録債権	4,768
売掛金	36,831
未成工事支出金	55
貯蔵品	914
短期貸付金	1,328
その他	1,537
貸倒引当金	△27
固定資産	**127,678**
有形固定資産	**73,750**
建物	29,301
構築物	1,527
機械及び装置	3,608
車両運搬具	1,481
工具、器具及び備品	908
土地	32,770
リース資産	1,965
建設仮勘定	2,186
無形固定資産	**3,140**
借地権	557
ソフトウェア	1,760
ソフトウェア仮勘定	818
その他	3
投資その他の資産	**50,788**
投資有価証券	12,834
関係会社株式	27,164
出資金	277
関係会社出資金	1,658
長期貸付金	322
関係会社長期貸付金	373
長期前払費用	461
繰延税金資産	4,175
差入保証金	3,245
その他	898
貸倒引当金	△311
投資損失引当金	△310
資産合計	**224,277**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**60,605**
買掛金	8,687
短期借入金	21,856
1年内償還予定の社債	10,000
1年内返済予定の長期借入金	1,400
リース債務	1,484
役員賞与引当金	126
未払金	4,553
未払費用	8,647
未払法人税等	1,796
未払消費税等	1,522
預り金	400
その他	131
固定負債	**85,455**
社債	55,000
長期借入金	9,400
リース債務	652
再評価に係る繰延税金負債	1,293
退職給付引当金	15,725
資産除去債務	1,610
長期未払金	1,523
その他	249
負債合計	**146,060**

純資産の部	
株主資本	**78,577**
資本金	**1,723**
資本剰余金	**930**
資本準備金	930
利益剰余金	**83,211**
利益準備金	427
その他利益剰余金	82,784
固定資産圧縮積立金	2,046
別途積立金	48,080
繰越利益剰余金	32,657
自己株式	**△7,288**
評価・換算差額等	**△821**
その他有価証券評価差額金	4,209
土地再評価差額金	△5,030
新株予約権	**459**
純資産合計	**78,216**
負債・純資産合計	**224,277**

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		209,361
売上原価		194,052
売上総利益		**15,309**
販売費及び一般管理費		8,951
営業利益		**6,357**
営業外収益		
受取利息	163	
受取配当金	1,077	
為替差益	66	
投資有価証券評価損戻入益	433	
雇用調整助成金	631	
その他	464	2,836
営業外費用		
支払利息	98	
社債利息	127	
社債発行費	196	
遊休資産費用	59	
その他	91	574
経常利益		**8,620**
特別利益		
固定資産売却益	142	
投資有価証券売却益	752	
その他	32	927
特別損失		
固定資産除売却損	49	
投資有価証券評価損	1	
減損損失	1,315	
関係会社株式評価損	174	
関係会社出資金評価損	68	
投資損失引当金繰入額	269	
その他	7	1,886
税引前当期純利益		**7,661**
法人税、住民税及び事業税	2,885	
法人税等調整額	△264	2,620
当期純利益		**5,040**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　　明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　場　達　哉　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

鴻池運輸株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　田　　明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　場　達　哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月18日

鴻池運輸株式会社　監査役会

監　査　役（常勤）　中谷　光弘㊞

監　査　役（常勤）　大谷　　貢㊞

社外監査役　堂道　秀明㊞

社外監査役　藤原　　裕㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場 ご案内図



日　時

2021年6月24日（木曜日）午前10時
受付開始　午前９時

場　所

HK淀屋橋ガーデンアベニュー２階
当社大阪本社 大会議室
大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
電話 06-6227-4600

最寄り駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅
（⑬番出口より　徒歩 約２分）

※ 会場建物内は禁煙となっております。
※ 会場には外来者専用駐車場・駐輪場がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

KONOIKE GROUP

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK